顧問先各位

年末調整の準備資料について

年末調整の時期となり、すでに税務署から事業所に年末調整関係書類が届いていると思います。 毎年のように年末調整事務を行っていただきますが、ここ数年その様式や作成方法が多様化しているため、下 記の流れに沿って進めていただけたらと思います。



1. 書類による提出か、データ化(電子化)したものを提出か

年末調整用に従業員の方に作成していただく各種書類の提出方法は、いままで書面のみでしたが、従業員の方が扶養控除等申告書等を電子データで作成し、保険料控除証明書等については保険会社等から交付を受けた控除証明書のデータを添付して、給与の支払者に提出する方法を選択することもできます。

電子データの作成には、国税庁の年末調整ソフトをインストールしていただき、マイナンバーカードの情報を読み込んだ上で作成をしていただくことになります。

2. 作成する書類

年末調整で作成していただく書類にはいろいろなものがありますが、作成の必要のないものもありますので、 下記の表に従って判断をお願いします。

•扶養控除等申告書

→ 従業員全員

•基礎控除等申告書

→ 従業員全員

•配偶者控除等申告書

→ 上記と同じ用紙より提出要

•所得金額調整控除申告書

→ 上記と同じ用紙より提出要

•保険料控除申告書

→ 生命保険、地震保険などの控除、給与から以外の社会保険料 小規模企業共済や iDoCo などの確定拠出年金のある方のみ

•住宅借入金等特別控除等申告書

→ 前年以前に住宅借入金等特別控除の申請をした方のみ

3. 扶養控除等申告書とは

扶養控除等申告書は自分が主たる給与をもらっている会社に対して提出します。これにより給与に対する源泉 所得税が税額計算表の月額表「甲欄」を用いて計算されます。つまり複数の会社から給与をもらっている場合 には、この申告書は主たる給与の会社一社だけに提出することができます。

〇記入要項

•扶養控除等申告書

上段左側…給与の支払者の名称、法人(個人)番号、住所

源泉控除対象配偶者欄…本人の合計所得金額見積額が 900 万円以下で、所得者本人と生計を一にする 配偶者の合計所得金額が 95 万円以下の場合に記載します

控除対象扶養親族欄…所得者本人と生計を一にする年齢が 16 歳以上の扶養親族で、合計所得金額が 48 万円以下の場合に記載します

障害者・寡婦控除等欄…所得者本人や同一生計配偶者及び扶養親族で障害者に該当する方や、 所得者本人が寡婦、ひとり親または勤労学生に該当する場合に記載します

16 歳未満の扶養親族欄…年齢 16 歳未満の扶養親族がいる場合に記載します

年齢については本年 12月 31日の現況により判定します。

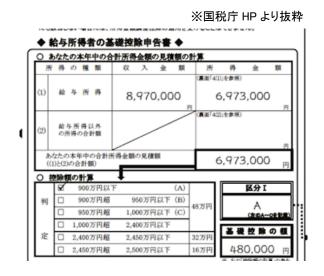
また国内に住所も 1 年以上の居所も有しない非居住者である親族(国外居住親族)について扶養控除や障害者控除の適用を受ける場合には、「親族関係書類」や「送金関係書類」の提出又は提示が必要となります。

•基礎控除等申告書部分

- (1)欄には給与明細などを参考に令和3年の見積 収入金額を記載します。給与の支払いを2ヵ所 以上から受けている場合にはその合計額を記載 します
- (2)欄には裏面の「給与所得の金額の計算方法」より 給与所得の金額を計算し記載します。

また給与以外の所得がある場合には、その合計額を記載します

その金額より控除額の計算欄にチェックをして区分 Iと基礎控除額の額を転記します



給与所得者の配偶者控除等申告書部分

これは配偶者控除及び配偶者特別控除を受ける方の記載が必要ですので、受けない方については記載の必要はありません。基礎控除等申告書の書き方を参考にして、配偶者の収入金額と所得金額を記入し、その金額より判定欄にチェックをし、判定結果に対応する記号を区分 II に記載します。

区分Ⅰと区分Ⅱより控除額の計算表から配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を計算します。

所得金額調整控除申告書部分

これは本年中の給与の収入金額が850万円を超える人で、「23歳未満の扶養親族を有する場合」「所得者本人が特別障害者の場合」「扶養親族や同一生計配偶者が特別障害者である場合」に記入します。該当する人は要件欄にチェックを入れ、扶養親族等欄及び特別障害者欄に該当事項を記入します。

〇添付書類

各種申告書の提出について以下のものを添付していただくようお願いします。

- ・中途入社の方については個人番号(マイナンバー)がわかる資料のコピーと前職の源泉徴収票
- ・生命保険料控除を受ける方は、生命保険料控除証明書
- ・地震保険料控除を受ける方は、地震保険料控除証明書及び旧長期損害保険料控除証明書
- ・住宅借入金等特別控除を受ける方は、住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書
- ・国外居住親族を扶養にされる方は、親族関係書類と送金関係書類
- ・会社から天引きされる社会保険料以外の社会保険料を支払っている人はその書類 具体的には令和3年1月から12月の間に支払いの国民健康保険料、介護保険料、国民年金保険料の 金額がわかる書類、小規模企業共済掛金や確定拠出年金、心身障害者扶養共済制度の掛金の支払証明 書など

税務署から送られてくる用紙は各種1枚ずつしか入っておりませんので、用紙を必要な枚数分コピーして従業員に配布していただき記入をお願いします。記入内容の詳細については冊子「令和 3 年分年末調整のしかた」を参考にしてください。

また次の方については年末調整を行うことができませんので、年末調整未済で処理をいたします。

- ・ 本年中の主たる給与の総額が 2.000 万円を越える人
- ・ 年末調整を行う日の前日までに扶養控除等申告書を提出していない人
- ・2ヵ所以上から給与の支払を受けている人で、他の給与の支払者に「給与所得者の扶養控除等(異動) 申告書」を提出している人
- 給与所得の源泉徴収税額表(日額表丙欄)を適用している人

なお医療費控除、寄付金控除、初年度分の住宅ローン控除については年末調整でなく確定申告が必要ですので、対象の方がいる場合には別途お知らせください。

最後に、

年末調整は本年の最後に支給する給与をもとに行うことになっており、その給与の支給時に精算する会社、翌年の給与支払時に精算する会社とその時期は様々です。ただし税務署には年末調整で発生する税額を翌年の1月10日(納期特例の場合には1月20日)に申告・納付しなければなりませんので、できるだけ12月中にその計算を終えておきたいと考えております。そのため年末調整の準備資料及び各控除証明書類についても早めに当事務所に提出をお願いします。従業員の皆様からはできる限り早めに年末調整関係資料を回収していただきますようお願いいたします。

小松原税理士事務所